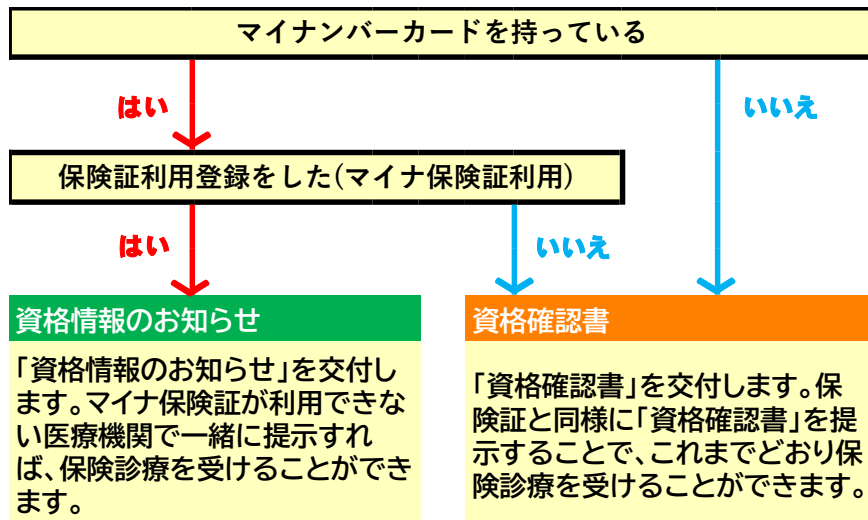


12月2日以降に「資格確認書」などを交付します

現在お持ちの保険証は有効期限まで使用できます

【国民健康保険】



【後期高齢者医療保険】

資格確認書

マイナ保険証の有無にかかわらず、当面の間、新たに資格を取得したすべての人に「資格確認書」を交付します。保険証と同様に「資格確認書」を提示することで、いままでどおり保険診療を受けることができます。

令和7年8月以降、国民健康保険と同様の取扱いになる予定ですので、マイナ保険証をお持ちの人は、ぜひマイナ保険証を利用してください。

医療機関を受診する方法

	保険診療を受けるために必要なもの	注意事項
①	「マイナ保険証」 (保険証利用登録をしたマイナンバーカード)	カードリーダーがある場合 カードの有効期限を確認してください。
②	「マイナ保険証」+A「資格情報のお知らせ」 または B マイナポータルの「わたしの情報」画面を提示	カードリーダーが使えない場合 「マイナ保険証」だけでは保険診療を受けることはできません。左 A・B のいずれかをあわせて提示してください。
③	「資格確認書」 (マイナ保険証がない人に、保険証の有効期限が切れる前に交付します。)	マイナ保険証がない場合 限度額認定証が必要な場合は、別途申請が必要です。

マイナ保険証を持っている人・・・①または②(※注1) マイナ保険証を持っていない人・・・③(※注2)

※注1:後期高齢者医療保険の方には、当面の間全員に「資格確認書」を交付しますので、マイナ保険証を持っていてカードリーダーが使えない場合は③「資格確認書」で受診してください。

※注2:国民健康保険でマイナ保険証を持っている人でも、「資格確認書」を希望する場合は申請により交付します。

医療費が高額になる場合でも、マイナ保険証を利用すると、限度額認定証等がなくても、医療機関窓口で限度額を超える高額な支払いが不要になります。また、過去の薬剤・診療・健診結果の情報を医師や薬剤師などと共有でき、よりよい医療を受けることができます。